

「南海トラフ地震に関する新たな防災対応」の考え方(案)

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、「南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合」の情報が発表された場合に、各主体（県民・事業者等）が実施する防災対応の検討を進めるに当たり、必要な事項を以下に整理する。

I：地震防災対策の基本的考え方

- ・突然発生する地震への対応を推進することが、地震防災の基本であること
- ・現在の科学的知見を地震発生による被害を軽減するために最大限活用をしていくこと

II：新たな防災対応検討のポイント

1. 不確実な地震予測に基づく情報に対して、何らかの防災対応を行うことにより、以下に掲げる効果への寄与を目指すこと
 - 1) 地震発生時の人的、物的、経済的被害の軽減
 - 2) 地震発生後の救出・救助・復旧・復興の迅速な実施
2. 防災対応の内容・期間については、防災対応によって得られる被害の軽減効果と経済的損失など、社会的な受忍のバランスによって決めること
 - 1) 防災対応による効果と地震発生が不明な状況下で生じる県民・事業者等の負担及び経済的損失とのバランス
 - 2) BCPの一部事前実施による効果の早期発現
3. 南海トラフ沿いで発生する異常な現象の類型（ケース）による区別をせず、同程度の情報として取り扱うこと
4. 防災対応については、地域の脆弱性等を考慮したものとする

III：新たな防災対応の考え方（別表参照）

- ・警戒宣言時の防災対応を定めている区分ごとに関係者ヒアリングを行い、新たな防災対応の考え方について下表のとおり整理した。

1. 住民の安全確保（避難行動）

区分	対応行動	課題
津波浸水区域	地域等の脆弱性を考慮した事前避難	<ul style="list-style-type: none"> ・脆弱性の程度をどのように明示できるか ・事前に避難する場所に求められる安全性はどの程度か ・市町が避難勧告等を発令するための動機付けとなる情報等が示されることが求められる。
山がけ崩れの危険のある区域		

2. 要配慮者施設等の利用者の安全確保

区分	対応行動	課題
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務を継続する。 ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難（施設内の安全な場所を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での安全な場所の確保 ・避難等を行う際は、地域等の協力が必要 ・津波浸水域等に居住する利用者への対応 ・発達障害等の場合、環境変化に敏感
医療機関		
幼稚園、 小中学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として授業等を継続する。 ・地域の脆弱性を考慮した対応（不急の学校行事の中止等） ・児童・生徒の引き渡し又は留め置き 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応は意見が分かれているが、社会的影響が大きいことから、より慎重な検討が必要 ・学校を含めた地域全体で、統一感のある対応を検討する必要 ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校毎に異なった対応が必要か

3. 交通の安全確保

区分	対応行動	課題
道路交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要
バス		
鉄道		
航空		
旅客船		

4. 事業所等の安全確保

区分	対応行動	課題
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務を継続する。 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・危険を伴う作業等で不急のものは延期する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業態に応じて異なる対応となることが想定される。
金融		
通信		

5. その他共通事項

対応行動	課題
<p>＜判断に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対応の判断を後押しする情報の発表・伝達 ・県民が適切な対応をとれるような広報の実施 <p>＜期間に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対応の受忍期間については、3日程度と考えられる ・社会的影響が少なく、長期間対応できるものについては継続する 	<p>＜判断に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を出しやすいトリガの設定 ・不確実な地震予測に基づく情報の内容についての住民の理解促進 <p>＜期間に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業態等に応じて受忍期間が異なる ・対応を解除するタイミングの明示 ・対応を解除しても地震発生の可能性が無くなったわけではなく、引き続き地震に対する備えは必要

Ⅳ：新たな防災対応の考え方の整理

1. 原則として平時の生活を継続する。但し、脆弱性への配慮が必要である
2. 地震発生後の対応では明らかに身の安全を図れないことが想定される場合は、脆弱性に応じた防災対応を実施する必要がある
 - 1) 想定津波浸水域や山・崖崩れの影響が考えられる地域
 - 2) 避難行動要支援者や要配慮者
3. 防災対応の実施においては、受忍期間を考慮し、予め定めて対応する必要がある
4. 防災対応の実施の判断に資する情報の提供・伝達と、情報に対する理解の促進が必要である

Ⅴ：今後の検討方針

1. 調査の推進
 - ・引き続き、事業所等へのヒアリングや県民・事業者等へのアンケート調査を行い、新たな防災対応に係る課題等についてより詳細に分析する。
2. ワーキンググループ等への情報提供及び連携
 - ・地方自治体では検討が困難、または、新たな防災対応としての方針決定が困難な課題については、国の防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応ワーキンググループ」へ情報提供し、国と連携して検討する。
 - ・他のモデル地区（高知県、中部経済圏）へも情報提供し、相互に連携した多角的な検討を進めていく。

		警戒宣言発令時 地震防災応急対策 (現行の防災対応)	南海トラフ地震に関する新たな情報が発表されたときの対応		
			県庁所管部局意見 (H30.2.1庁内検討会)	ヒアリング結果を踏まえた各主体の対応の方向性	分析・特徴
住民避難	住民避難	避難対象地区の住民は避難（津波・土砂災害） 避難対象地区以外の住民は、居住する建物の耐震性等の状況に応じて、必要がある場合は避難 【H12修正】山間地等では実情に応じて車両避難を検討	＜方向性＞ ・迅速・円滑な避難が困難な地域や住民の事前避難又は避難対象地区住民の事前避難 ＜課題＞ ・避難が長期化することの懸念 ・対象者の事前避難への理解	＜方向性＞ ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難 ・（避難した場合）3日程度まで ＜課題＞ ・脆弱性の程度をどのように明示できるか ・事前に避難する場所に求められる安全性はどの程度か ・市町が避難勧告等を発令するための動機付けとなる情報等が示されることが求められる。	・地震発生前に市町が避難所を開設することについて、その可否を検討しておく必要がある。 ・市町は津波警報等を伴った場合は警報に基づく避難指示等を発令することは可能だが、そのような動機付けとなる情報が無い場合、避難勧告・指示を発令することは市町単独では困難か。 ・地域の脆弱性等に基づいて避難行動を実施する場合、脆弱性をどのように評価するのが課題となる。 ・住民の避難対応については、別途調査が必要である（県民意識調査では約34%が避難すると回答）。 ・要配慮者等の事前避難に活用できることから、積極的に情報を出すべきとの意見があった。
	社会福祉施設関係	【H15修正】耐震性がない施設では家族へ引き渡し又は他施設へ移送、安全性の確保されている施設は入所継続	（社会福祉施設等） ＜方向性＞ 耐震性等あり ・業務継続、被災地域への支援 耐震性等無し ・施設利用者の安全な建物や階層への移動、転院・家族への引渡し等の検討 ＜課題＞ ・自宅待機等を家族が受け入れてくれるか。	（社会福祉施設等） ＜方向性＞ ・原則として業務を継続する ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難（施設内の安全な場所を含む） ＜課題＞ ・施設内での安全な場所の確保 ・避難を行う際は、地域等の協力が必要 ・津波浸水域等に居住する利用者への対応 ・発達障害等の場合、環境の変化に敏感	・社会福祉施設の休止は、保護者の就労等、社会全体に与える影響が大きい。 ・社会福祉施設は、通所、入所にかかわらず、利用者の生活空間であることから、施設が休止すると生活が成り立たなくなる。 ・医療活動は、患者の命に関わるものであるため、活動停止の判断はかなりの決心がいる。 ・津波警報等に基づく避難指示等があった場合は、避難行動をとることになるが、施設利用者の殆どが避難行動要支援者である一方で、各施設の勤務形態等により、避難行動に対応可能な従事者が少なく、避難行動には地域の支援等が必要と思われる。 ・施設を休止することによる、経済的な損失が懸念されるという意見があった。
要配慮者施設	医療機関	【H15修正】外来診療の中止、非耐震施設での患者の移送等	（教育施設） ＜方向性＞ ・学校行事が通常どおり実施できるか検討 ＜課題＞（仮に休校とした場合） ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校ごとの休校とした場合の取り扱いに係る均等性の確保 ・長期化への懸念	（教育施設） ＜方向性＞ ・原則として授業等を継続する。 ・地域の脆弱性を考慮した対応（不急の学校行事の中止等） ・児童・生徒の保護者への引き渡し又は留め置き ＜課題＞ ・学校の対応は意見が分かれているが、社会的影響が大きいことから、より慎重な検討が必要 ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校毎に異なった対応が可能か	・ 児童・生徒の安全は最優先されるべきものであるが、学校だけではなく地域全体で対応しなければならないものであり、地域全体で統一感のある対応を考えていかなければならない。 ・学校の休止は、保護者の就労等、社会全体に与える影響が大きい。 ・休校等の判断を校長に委ねるのは酷であり、統一的な指針が必要とされる。 ・地震発生の可能性が高まっているのであれば、授業を中止するべきという意見があった。 ・公立学校の殆どは耐震化が済んでいるが、確実な安全性が確保できない以上、児童・生徒を校内に留めることはしないという意見がある。 ・一方で、一定の安全性が確保されているのであれば、児童・生徒を留め置いておくべきという意見もある。 ・津波浸水域に居住したり、そこが通学路となっている児童・生徒の安全確保が課題である。 ・私立学校は公立学校（県、市教育委員会）の動向に合わせるとされる。
	幼稚園、小中学校等	【H15修正】授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引渡し等の、生徒等の安全確保措置	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
交通規制	道路交通	緊急輸送車両以外の車両の県内流入を極力制限、強化地域内の一般車両の走行抑制（走行車両は低速走行）	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
	バス	安全な場所に停車し、必要により乗客を避難	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
	鉄道	運行停止（最寄りの安全な駅まで低速運転し停車） 【H18修正】新幹線は6弱未満（名古屋以西）運行継続	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
	航空	緊急輸送を除いて航空機の離着陸を原則停止	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
	旅客船	安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港（警戒宣言中は発航禁止）	（道路） ＜方向性＞ ・実被害への対応以外は平常どおり ＜課題＞ ・利用規制に値する情報が不明 （空港） ＜方向性＞ ・平常どおり（震度4以上の場合には安全確認） ＜課題＞ ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整 （バス、鉄道、旅客船） ・今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応（施設の利用制限、業務の中止等） ＜課題等＞ ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限（通行規制等）を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。 ・ 情報を気象予警報に位置づけるならば、気象条件による運行休止は不可抗力であり国の責任として追及できない。
事業所	百貨店・スーパー等	【H15修正】生活必需品や防災用品等を販売する施設であって、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可	（ライフライン事業者） ＜方向性＞ ・充填作業・移し替え作業等の停止 （百貨店・スーパー等、金融（銀行）、通信設備の優先利用） ○今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・原則として業務を継続する。 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・高所作業等危険を伴う作業で、不急のものは延期 ＜課題＞ ・業態に応じて異なる対応となることが想定される。	（金融） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。 （ライフライン事業者、通信機能） ・顧客の生活、経済活動に関わることであるため、被害が発生していない段階では、原則として業務を継続する。 ・通信が輻輳した直後に通信制限を実施することは難しい。 ・ 全国規模の事業者は静岡県内の支店・営業所のみ特別な対応を取ることが難しい。 ・ 地域等の脆弱性を考慮し事前対応を取る場合に法規等の例外規定がない（営業所を高台に一時避難させる際の社用車車庫証明など）。 （百貨店・スーパー等） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。
	金融（銀行）	【H13修正】ATM（予め定めた店舗に限る）を除き営業停止	（ライフライン事業者） ＜方向性＞ ・充填作業・移し替え作業等の停止 （百貨店・スーパー等、金融（銀行）、通信設備の優先利用） ○今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・原則として業務を継続する。 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・高所作業等危険を伴う作業で、不急のものは延期 ＜課題＞ ・業態に応じて異なる対応となることが想定される。	（金融） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。 （ライフライン事業者、通信機能） ・顧客の生活、経済活動に関わることであるため、被害が発生していない段階では、原則として業務を継続する。 ・通信が輻輳した直後に通信制限を実施することは難しい。 ・ 全国規模の事業者は静岡県内の支店・営業所のみ特別な対応を取ることが難しい。 ・ 地域等の脆弱性を考慮し事前対応を取る場合に法規等の例外規定がない（営業所を高台に一時避難させる際の社用車車庫証明など）。 （百貨店・スーパー等） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。
	通信設備の優先利用	防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続するため、必要に応じ一般通話の制限	（ライフライン事業者） ＜方向性＞ ・充填作業・移し替え作業等の停止 （百貨店・スーパー等、金融（銀行）、通信設備の優先利用） ○今後ヒアリングを実施し検討	＜方向性＞ ・原則として業務を継続する。 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・高所作業等危険を伴う作業で、不急のものは延期 ＜課題＞ ・業態に応じて異なる対応となることが想定される。	（金融） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。 （ライフライン事業者、通信機能） ・顧客の生活、経済活動に関わることであるため、被害が発生していない段階では、原則として業務を継続する。 ・通信が輻輳した直後に通信制限を実施することは難しい。 ・ 全国規模の事業者は静岡県内の支店・営業所のみ特別な対応を取ることが難しい。 ・ 地域等の脆弱性を考慮し事前対応を取る場合に法規等の例外規定がない（営業所を高台に一時避難させる際の社用車車庫証明など）。 （百貨店・スーパー等） ・ 営業域の住民理解が得られないと店舗の営業を停止できない。